

マイナンバーカードを ご提示ください。



(表面)



(裏面)

お持ちでない場合は、従来の保険証がご利用いただけます。

また下記受給者証をお持ちの方は、併せてご提示下さい。

- ①健康保険高齢者受給者証、②特定医療費（指定難病）受給者証
- ③福祉医療費受給者証 ④その他 各種医療費受給者証

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!

